

# 広報かるまい お知らせ版 340号 ①

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 婦人検診のお知らせ

子宮頸がんや乳がんは若い年代の方に増加しています。がんの早期発見・治療には定期的な検診が有効です。検診はどの会場でも受けることができます。お勤めの方も受けていただけるよう日曜検診・夜間検診を設けています。ご利用ください。



検診を申し込んだ方へ問診票をお送りします。検診期間中、随時申込を受け付けますのでお気軽にお問い合わせください。

日にち	受付時間	会場	内容
5月9日(木)	9:30~11:00	山内地区交流センター	子宮、乳
	13:30~15:00	円子地区交流センター	
5月10日(金)	9:30~11:00	高家生活改善センター	子宮、乳
	13:30~15:00	晴山公民館	
5月12日(日)	9:30~11:00	町農村環境改善センター	子宮、乳、骨
	13:00~15:00		
5月13日(月)	13:00~15:00	町農村環境改善センター	子宮、乳、骨
	17:00~19:00		
5月14日(火)	9:30~11:00	笹渡農業構造改善センター	子宮、乳
	13:30~15:00	健康ふれあいセンター	
5月16日(木)	13:00~15:00	健康ふれあいセンター	子宮、乳、骨
	17:00~19:00		
5月17日(金)	9:30~11:00	屋敷自治公民館	子宮、乳
	13:30~15:00	小軽米生活改善センター	
5月19日(日)	9:30~11:00	町農村環境改善センター	子宮、乳、骨
	13:00~15:00		

■問い合わせ 健康福祉課・健康づくり担当 ☎46-4111  
(健康ふれあいセンター内)

## 55歳未満の親元就農者の方を支援

町の農業振興の中核となる担い手の確保・育成等を目的に、満55歳未満の親元就農者に対して給付金を交付します。



### ■対象者 (全て満たす必要があります)

- ① 農業経営開始時の年齢が満55歳未満
- ② 町内に住んでいる
- ③ 承認申請をする前々年度の4月2日以降に農業経営を開始している
- ④ 親の経営を継承する(3親等以内の親族を含む)

### ■交付金額・交付対象期間

- ① 交付金額は、1経営体あたり年間42万円(半期ごとに21万円を交付)
- ② 交付期間は最長2年間(農業経営開始後2年度目分まで)

### ■交付要件 (全て満たす必要があります)

- ① 親元就農計画を作成し、町に認められること
- ② 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること
- ③ 年間150日以上かつ年間1,200時間以上農業に従事すること
- ④ 生産物や資材等を交付対象者の名義で出荷・取引を行っていること
- ⑤ 農産物等の売上や経費の支出等交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- ⑥ 農業機械、施設を交付対象者が所有、または借りていること
- ⑦ 農業経営に関する主宰権(上に立って全体をまとめる)を有していること
- ⑧ 交付対象者と農業経営を継承する親に町税の滞納がないこと
- ⑨ 農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと

※交付要件を満たさなくなった場合や、偽りなど不正な手段により給付金の交付を受けた場合には給付金の返還を行っていただきます。

■問い合わせ 産業振興課・農政企画担当 ☎46-4739

## 福祉タクシー助成券を交付



### ■助成対象者

①身障手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けている方

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外

→申請には、印鑑と障害程度を確認できる手帳が必要です。

②80歳以上のひとり暮らしの方

※独立して生計を営んでいる場合でも、子や孫など親族と同一 家屋に居住している場合などは対象外です。ただし、同居世帯員が病院や介護施設などへ6ヶ月以上入院(入所)中のため 一人で暮らしている80歳以上の方は対象になります。

→申請には、印鑑と民生委員の証明が必要です。

### ■助成内容

町内のタクシー会社を利用の際に助成券1枚で、610円の割引

■交付枚数 1年間あたり24枚(平成32年3月31日まで有効)

※平成30年度以前から利用している方も申請が必要です。

■申請場所 健康福祉課窓口(役場1階)

■受付期間 4月1日～平成32年3月31日 ※土日、祝日除く

■問い合わせ 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

## 大型連休中の役場業務案内

4月27日(土)～5月6日(月)の10連休の間、役場は閉庁いたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、戸籍関係の届け出については、連休中も役場1階の宿直室で受け付けます。

※宿直室は役場庁舎1階の左側(農村環境改善センターの反対側)の勝手口から入ってすぐ右側にあります。

■役場庁舎閉庁 4月27日(土)～5月6日(月)

■ゴミ収集日 燃えるゴミのみ収集します。収集日については、「軽米町家庭ごみ収集日程表」をご覧ください。

## 平成31年度 農作業安全運動スローガン

### 夕暮れ時 もう少しと思う心に ブレーキを

春の農繁期は農業機械による作業の頻度が高まり、農作業事故が発生しやすい時期です。一人一人が注意を払い、農作業事故を防ぎましょう。

## 固定資産税に関するお知らせ

### ■固定資産税は土地家屋などを所有している人に課税されます

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の価格から算定された税額を、固定資産の所在する市町村に納める税金です。町内に土地家屋などを所有されている人は、軽米町に固定資産税を納めていただくこととなります。

### ■課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する固定資産の個別の内容として、所在地、面積、評価額などが記載されており、納税者自身で内容を確認できます。内容が実態と異なるときや住所等の変更があった場合は、納税通知書の最後にある「異動届」に記入して税務会計課まで提出してください。

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

【縦覧期間】 5月7日(火)まで ※土・日・祝祭日を除く

【縦覧時間】 8:30～17:00

【縦覧場所】 役場1階税務会計課 ※印鑑と納税通知書をお持ちください

### ■新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の2分の1の額が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

## チャレンジ事業の応募団体を募集

町は、協働参画による地域づくりを推進していくため、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して支援金を交付しています。

### ■対象事業

行政区、町内会、自治会、企業およびNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

### ■対象経費

事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

### ■交付額

・スタートアップ事業 (事業申請3回目までの事業)

経費の3分の2以内 (上限額1事業あたり50万円)

・ステップアップ事業 (事業申請4回以上の事業)

経費の2分の1以内 (上限額1事業あたり40万円)

■申込締切 5月27日(月)

※応募団体の代表者は後日行われる審議会で事業説明をお願いします

■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111

## 町内を巡るバスツアーの参加者募集!

町内を巡るバスツアーを開催します。

たくさんのご応募、お待ちしております。

■日時 5月13日(月) 9:30～15:00

■募集人数 先着20名

■参加費用 1人 1,500円

■視察先(予定)

(株)十文字チキンカンパニーバイオマス発電所、県北農業研究所、軽米西ソーラー(太陽光発電施設)、ニュー軽米カントリークラブ、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米、植物工場

■申込期限 5月7日(火) 正午まで

■申込方法 役場・総務課までお電話ください。

※当日の集合場所は、「役場」「小軽米出張所」「晴山出張所」からお選びいただけます。

■問い合わせ 総務課・企画担当 ☎46-2111



## ゆったり介護の会 年間予定

介護者のつどい「ゆったり介護の会」を下記のとおり開催します。どなたでもお気軽にご参加ください。

### ■日時

毎月第3水曜日 13:30～15:30(8月は除く)

4月17日、5月15日、6月19日、7月17日、

9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、

1月15日、2月19日、3月18日

■会場 中央公民館 講座室

■問い合わせ ゆったり介護の会 ☎46-3560(代表 竹澤)

健康福祉課福祉担当 ☎46-4736



## 放射性物質濃度の自主検査をご利用ください

町は、町内で生産・採取された農林産物の放射性物質濃度を無料で実施しています。ご希望の方は、事前に電話にてお申込ください。

なお、県から指定されている品目(こごみ、わらび、小麦、大麦、しいたけ、あわ、きび、アマランサス、米、大豆、そば)については、県のホームページにて公表しております。※簡易検査のため、販売証明等として使用することは出来ませんので、予めご了承ください。

※県指定品目は2018年度実績です。今後変更となる場合もあります。

■問い合わせ 産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740



## 軽自動車税に関するお知らせ

### ■課税される車輦

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽米町に「主たる定置場」がある軽自動車(原付・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車)の所有者などに課税されます。



### ■登録・廃車手続き

軽米町ナンバーのついている車輦(原付・小型特殊自動車)は役場税務会計課で、岩手ナンバーのついている車輦(軽自動車・二輪の小型自動車)は軽自動車協会等で手続きができますので、異動があった場合は早めの手続きをお願いします。

### ■軽自動車税の減免

障がい者の方が所有・利用する軽自動車などは、申請により軽自動車税が減免になる場合があります。該当すると思われる方は、5月7日(火)までに役場税務会計課で申請をしてください。

### ■申請に必要なもの

①納税通知書 ②印鑑 ③手帳(障害者手帳) ④運転免許証

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

# 広報かるまい お知らせ版 340号 ②

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集  
電話 46-2111 / FAX 46-2335

## 地域支援事業のお知らせ



町では、介護予防のためのサービスや介護保険制度を補うサービスとしてさまざまな事業を行っています。利用を希望する方は申請手続きを行ってください。

事業名	1. あったかヘルパー	2. はつらっデイサービス	3. ひとり暮らし高齢者見守り事業
事業内容	ホームヘルパーが週に1～2回、自宅を訪問し、次のような支援を行います。 ①家事に関すること 調理、洗濯、掃除、買い物など ②介護に関すること 食事・排せつ・入浴・着替えなどの介助 ③相談や助言に関すること (年末年始を除く月～金まで)	閉じこもり予防、介護予防を目的にしたデイサービス(送迎、創作活動、給食、入浴)で月2回までを上限とします。	相談員が家庭訪問または電話による見守りを月1回行います。
対象者	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ③65歳以上で支援が必要な方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	次のいずれかに該当する方 ①積極的に介護予防が必要と判定された方 ②65歳以上の一人暮らしまたは高齢者だけの世帯の方 ③75歳以上で支援が必要な方 ※介護認定を受けている方は利用できません。	65歳以上の一人暮らしの方で、軽米町災害時要援護者台帳に登録している方 ※他のサービスを利用している方は、対象外となる場合があります。
自己負担額	1回(1時間)あたり150円 (生活保護の方は無料)	1回あたり750円 (生活保護の方は無料)	なし
実施機関	軽米町社会福祉協議会	軽米町社会福祉協議会 くつろぎの家	軽米町社会福祉協議会
申請先	利用したい施設へ直接、申し込み下さい。 軽米町社会福祉協議会 ☎46-2881 くつろぎの家 ☎47-2351		

事業名	4. よりそい弁当	5. おむつ支給事業	6. 介護手当
事業内容	月曜日～土曜日まで、夕食として1回当たり1食を配達します。 ※利用者宅に原則手渡しで配達することとします。	常時おむつ等を利用する方を在宅で介護されている家族へおむつ等を現物支給します。品目は、紙おむつ、尿とりパット、リハビリパンツで、1人1ヶ月あたり4,000円を限度とします。	1年間、介護保険サービスを必要最低限のみ利用し、在宅で適切に介護されている家族に対し年額10万円を限度に支給します。
対象者	次の全てにあてはまる方 ①心身の障害、疾病により食事の調理が困難な方 ②障がい者または65歳以上の高齢者のみの世帯の方	要介護4・5と判定された町民税非課税世帯の方を在宅で介護している方	次の全てにあてはまる方 ①町民税非課税世帯の方 ②要介護4・5と認定された方を在宅で適切な介護をしている方 ③介護保険サービスを必要最小限で対応している方
自己負担額	お弁当 300円 おかず(ごはんなし) 200円	なし	なし
実施機関	(株)軽米町産業開発	軽米町社会福祉協議会	軽米町健康福祉課
申請先	介護認定を受けている方は、担当ケアマネジャーへご相談下さい。	健康福祉課 ☎46-4736 社会福祉協議会 ☎46-2881	申請にあたっては、担当ケアマネジャーへご相談下さい。

■問い合わせ 健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736 FAX: 48-1061

## 学校図書館支援に伴う臨時職員を募集

- 業務内容 町内小中学校の図書館情報システムの操作補助、図書データの登録、図書の装備・修繕、町立図書館の補助業務
- 募集人数 1人
- 就業場所 町内の小中学校、軽米町立図書館
- 応募資格等
  - ・現在失業者で求職活動をしている軽米町在住の方
  - ・普通自動車免許（通勤、学校への移動に使用）
  - ・基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方
  - ・図書館業務に興味ある方
- 雇用期間 平成31年5月1日から平成31年10月31日まで（平成32年3月31日まで更新あり）
- 賃金 日給5,950円～6,830円
- 勤務時間 8：30～17：15（休憩1時間）  
9：50～18：35（休憩1時間）※原則、月曜と祝日が休日
- 加入保険 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金
- 会場 中央公民館 講座室
- 試験日 4月24日(水) 9：30～（予定） 個別面接試験
- 申込方法  
ハローワークに求職申込の上、軽米町立図書館内の軽米町図書館支援協力会にて、ハローワークの紹介状と履歴書（写真貼付）を提出ください。
- 受付期間 4月21日(日) 17：00まで（必着）
- 問い合わせ  
軽米町図書館支援協力会 ☎46-4333



## 岩手芸術祭テーマ募集

- 第72回岩手芸術祭を開催するにあたり、芸術文化の創造と発展をイメージさせる「岩手芸術祭」のテーマを懸賞募集します。
- 応募資格 県内在住または県内に本籍がある方。  
県内に通勤・通学している方。
  - 応募方法
    - ・応募テーマ（5点以内）、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、住所、電話番号を記入のうえ下記まで応募してください。
    - ※上位入賞作品考案者には賞金などが贈られます。
    - 昨年優秀作「この手から 広がる世界 繋がる文化」
  - 応募期限 平成31年5月31日(金)
  - 問い合わせ・応募先  
〒020-0023 盛岡市内丸13-1 第72回岩手芸術祭実行委員会事務局  
☎019-654-2235 FAX：019-625-3595

## 離職者対象の「自分みがき」講座

- 県立二戸高等技術専門学校では離職者等を対象に再就職へ向けた短期講習を実施します。
- 対象者 公共職業安定所に求職申込している方
  - コース 総合実務科（定員15名）
  - 内容  
建設機械の運転技能とアーク溶接とパソコン操作とCAD操作等
  - 受講期間 5月31日(金)～8月30日(金)
  - 時間 9時～16時（訓練内容により時間の変更あり）
  - 募集期間 4月22日(月)～5月20日(月)
  - 実施会場 二戸地域職業訓練センター（二戸市米沢字荒谷76-2）
  - 費用 受講料は無料（テキスト代等は自己負担）
  - 受講申込 公共職業安定所へ募集期間内に受講申込書を提出すること。  
（受講申込書は公共職業安定所にあります。）
  - 問い合わせ  
二戸公共職業安定所（ハローワーク二戸）☎25-4782  
岩手県立二戸高等技術専門学校 ☎23-2227  
※詳細は二戸高等技術専門学校で検索 → → →



## 軽米病院「看護の日」イベント

- 血糖測定をしてみたい方、看護の相談をしてみたい方、患者さん以外でもご家族、一般の方など無料でご参加いただけます。（事前申込不要）
- 日時 5月15日(水) 10：00～12：00
  - 会場 軽米病院 外来待ち合いホール
  - 内容
    - ・簡易血糖測定体験（数に限りがあります）
    - ・簡易血管年齢測定体験（簡易的ABI測定）
    - ・看護相談
    - ・管理栄養士、糖尿病看護認定看護師による相談
  - 問い合わせ 県立軽米病院 ☎46-2411



## 介護・福祉のしごと定期相談会

- 介護施設で働きたい方の相談、介護に関する資格取得の相談、求人・施設見学の相談、施設でのしごと体験の相談などに応じます。
- 日時 毎月第1・2・3火曜日  
13：30～15：30
  - 会場 ハローワーク二戸  
※電話・メールでの相談可能です。相談日に都合がつかない場合はご連絡ください。
  - 出張相談会  
6月11日(火) 10：30～11：30 軽米中央公民館
  - 問い合わせ 岩手県福祉人材センター-県北担当（担当：城内）  
☎080-1651-6203 メール：k-jonai-shakyo@mopera.net



夢と希望にあふれた新生活。  
それぞれの目標に向かって、充実した日々をお過ごしください。